

議案第78号

瀬戸内市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正することについて

瀬戸内市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年11月26日提出

瀬戸内市長 武久 顕也

## 瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸内市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（令和5年瀬戸内市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「瀬戸内市心身障害者医療費給付条例」を「瀬戸内市障害者医療費給付条例」に改める。

### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

瀬戸内市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(令和5年瀬戸内市条例第34号)新旧対照表

現行		改正後	
別表第1(第4条関係)		別表第1(第4条関係)	
機関	事務	機関	事務
1 市長	瀬戸内市子ども医療費給付条例(平成16年瀬戸内市条例第106号)に基づく医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの	1 市長	瀬戸内市子ども医療費給付条例(平成16年瀬戸内市条例第106号)に基づく医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	瀬戸内市心身障害者医療費給付条例(平成16年瀬戸内市条例第117号)に基づく医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの	2 市長	瀬戸内市 障害者医療費給付条例(平成16年瀬戸内市条例第117号)に基づく医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	瀬戸内市ひとり親家庭等医療費給付条例(平成16年瀬戸内市条例第107号)に基づく医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの	3 市長	瀬戸内市ひとり親家庭等医療費給付条例(平成16年瀬戸内市条例第107号)に基づく医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの
別表第2(第4条関係)		別表第2(第4条関係)	

機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 市長	瀬戸内市子ども医療費給付条例に基づく医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの	<p>地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による永住帰国旅費、自立支度</p>	1 市長	瀬戸内市子ども医療費給付条例に基づく医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの	<p>地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による永住帰国旅費、自立支度</p>

		<p>金、一時金、一時帰国旅費、支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>			<p>金、一時金、一時帰国旅費、支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>		
2	市長	瀬戸内市中心身障害者医療費給付条例に基づく医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの	<p>地方税関係情報であって、規則で定めるもの</p> <p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって、規則で定めるもの</p>	2	市長	瀬戸内市 障害者医療費給付条例に基づく医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの	<p>地方税関係情報であって、規則で定めるもの</p> <p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって、規則で定めるもの</p>

		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの			中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの		
		医療保険関係情報であって、規則で定めるもの			医療保険関係情報であって、規則で定めるもの		
		身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」)であって規則で定めるもの			身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」)であって規則で定めるもの		
3	市長	瀬戸内市ひとり親家庭等医療費給付条例に基づく医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって、規則で定めるもの	3	市長	瀬戸内市ひとり親家庭等医療費給付条例に基づく医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって、規則で定めるもの
			住民票関係情報であって規則で定めるもの				住民票関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって、規則で定めるもの				生活保護関係情報であって、規則で定めるもの
			中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの				中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
			医療保険関係情報であって、規則で定めるもの				医療保険関係情報であって、規則で定めるもの

		障害者関係情報であって規則で定めるもの			障害者関係情報であって規則で定めるもの
		児童福祉手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの			児童福祉手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

## 瀬戸内市規則第 号

瀬戸内市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸内市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則（令和6年瀬戸内市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「瀬戸内市心身障害者医療費給付条例」を「瀬戸内市障害者医療費給付条例」に、「心身障害者医療費受給資格証」を「障害者医療費受給資格証」に改め、同項第2号中「心身障害者医療費受給資格証」を「障害者医療費受給資格証」に改める。

第3条第2項第1号及び第2号中「心身障害者医療費受給資格証」を「障害者医療費受給資格証」に改める。

### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

瀬戸内市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則(令和6年瀬戸内市規則第1号)新旧対照表

現行	改正後
<p>(条例別表第1の規則で定める事務)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 条例別表第1の2の項に掲げる規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。</p> <p>(1) <u>瀬戸内市中心身障害者医療費給付条例</u>(平成16年瀬戸内市条例第117号。以下「障害者医療費条例」という。)による<u>心身障害者医療費受給資格証</u>の交付申請に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>(2) 障害者医療費条例による<u>心身障害者医療費受給資格証</u>の更新申請に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>(条例別表第2の規則で定める事務及び特定個人情報)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 条例別表第2の2の項の中欄に掲げる規則で定める事務は、次に掲げる事務とし、同項の右欄に掲げる規則で定める特定個人情報は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める情報とする。</p> <p>(1) 障害者医療費条例による<u>心身障害者医療費受給資格証</u>の交付申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報</p> <p>ア 当該申請に係る障害者(障害者医療費条例第1条の心身障害者をいう。以下この条において同じ。)及び当該申請に係る障害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある</p>	<p>(条例別表第1の規則で定める事務)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 条例別表第1の2の項に掲げる規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。</p> <p>(1) <u>瀬戸内市 障害者医療費給付条例</u>(平成16年瀬戸内市条例第117号。以下「障害者医療費条例」という。)による <u>障害者医療費受給資格証</u>の交付申請に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>(2) 障害者医療費条例による <u>障害者医療費受給資格証</u>の更新申請に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>(条例別表第2の規則で定める事務及び特定個人情報)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 条例別表第2の2の項の中欄に掲げる規則で定める事務は、次に掲げる事務とし、同項の右欄に掲げる規則で定める特定個人情報は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める情報とする。</p> <p>(1) 障害者医療費条例による <u>障害者医療費受給資格証</u>の交付申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報</p> <p>ア 当該申請に係る障害者(障害者医療費条例第1条の心身障害者をいう。以下この条において同じ。)及び当該申請に係る障害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある</p>

ものを含む。)若しくは民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で主として当該申請に係る障害者の生計を維持する者及び当該申請に係る障害者の加入している医療保険の被保険者等(障害者医療費条例第2条第2項の被保険者等をいう。)に係る市町村民税情報

イ 当該申請に係る障害者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ウ 当該申請に係る障害者に係る生活保護実施関係情報

エ 当該申請に係る障害者に係る中国残留邦人等支援給付等関係情報

オ 当該申請に係る障害者に係る医療保険給付関係情報

カ 当該申請に係る障害者に係る身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)

(2) 障害者医療費条例による心身障害者医療費受給資格証の更新申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

(3)・(4) 略

3 略

ものを含む。)若しくは民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で主として当該申請に係る障害者の生計を維持する者及び当該申請に係る障害者の加入している医療保険の被保険者等(障害者医療費条例第2条第2項の被保険者等をいう。)に係る市町村民税情報

イ 当該申請に係る障害者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ウ 当該申請に係る障害者に係る生活保護実施関係情報

エ 当該申請に係る障害者に係る中国残留邦人等支援給付等関係情報

オ 当該申請に係る障害者に係る医療保険給付関係情報

カ 当該申請に係る障害者に係る身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)

(2) 障害者医療費条例による障害者医療費受給資格証の更新申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

(3)・(4) 略

3 略